

## 新潟市北区における感謝状贈呈に関する施行細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、新潟市北区における感謝状贈呈に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、感謝状贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

### (贈呈基準)

第2条 要綱第2条に規定する基準については、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 功勞の基準については、具体的業績に、営利性、宣伝性がなく、地道な活動や人目に付かない分野であっても、北区民の人心に刺激と明朗感を与え、その活躍及び価値が認められるもの
- (2) 前号の規定にかかわらず審査会で特に必要と認められるもの
- (3) 活動等の期間の計算は、月をもってし、事由行為の属する月から調査日の属する月までの期間をもって計算する。ただし調査日現在において、事由行為を終了している場合は、当該終了月までの期間とする。

### (審査会)

第3条 感謝状の被贈呈者の対象となるものは、要綱第2条の基準において、北区感謝状贈呈候補者推薦書（別記様式1号）により推薦するものとし、同要綱第3条に規定する審査会において感謝状の被贈呈者としての審査を受けるものとする。

- 2 審査会は北区長が招集し、審査会の会長及び議長は北区長が務めるものとする。
- 3 審査会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会には審査委員のほか、事務局として北区地域総務課長が指定するものが出席できるものとする。
- 5 審査会の内容は非公表とする。
- 6 審査の結果は、北区地域総務課から感謝状の被贈呈者として推薦されたものに報告するものとする。

### (贈呈時期)

第4条 感謝状贈呈は贈呈式をもって行うものとする。

- 2 感謝状の被贈呈者の対象となるものの調査は、基準日を毎年7月1日とし北区各コミュニティ協議会に推薦の照会を行うものとする。

(記録及び公表)

第5条 感謝状の被贈呈者を記録するため北区感謝状原簿(別記様式2号)を備え、次の各号に掲げる事項を記録し公表する。

- (1) 被贈呈者の氏名または団体の名称及び住所
- (2) 贈呈の理由
- (3) その他必要な事項

2 感謝状の被贈呈者として推薦されたものの内、感謝状贈呈を行わないものの記録は非公表とする。

(個人情報)

第6条 北区感謝状原簿(別記様式2号)に記載された情報や提出された資料等の情報は、北区感謝状贈呈の目的以外には使用しないものとする。

2 提出された資料等は審査会の結果にかかわらず返却はしないものとする。

附 則

この細則は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。